

(2014年度7月臨時会 代表質問)

それでは議長の許可をいただき、未来とよなかの代表質問を行わせて頂きます。
われわれ未来とよなかは将来世代にツケを回さない政治の実現を掲げて結成した
会派でありますので、まずは行財政に関する質問から順次させていただきたいと思
います。

【持続可能な財政構造について】

(質問)

所信表明によりますと、「本市は…将来にわたり、安定的な市民サービスを提供す
るため、時代に対応した持続可能な財政構造の確立が課題となっている」とのこと
です。そこで①時代に対応した持続可能な財政構造とはどのようなものか、②このよ
うな財政構造を確立するにあたって、どのような部分に課題があるのかについてお考
えをお聞かせください。

<答弁>

持続可能な財政構造に関するご質問にお答えします。時代に対応した持続可能な
財政構造とは、今後長期的には税収が減少することが見込まれる一方、少子高齢化
の一層の進行に伴って、行政需要が現在以上に増大し、かつ多様化する状況に
至っても、安定的に市民サービスを実施できる財政構造であると考えております。

そのことを前提に、現時点の財政状況から将来の推移を予測するなかで、今後一層
必要と考えられます点は、常に事業を見直し、新陳代謝を図ったうえで限られた資源を
最適配分する行財政運営の強化でございます。今後の新たなニーズに対応した 施
策・事業の新規・拡充は不可避であり、特に扶助費等の伸びが顕著と想定されますが、
この伸びを従来財源に加えて国及び地方の消費税の引き上げ等による財源の拡充
で概ねカバーし、その時点における必要な市民サービスを提供するためには、ただいま
申し上げました効果的・効率的な行財政運営の強化が不可欠と考えております。

(質問)

答弁からしますと持続可能な財政構造の確立の観点から必要なのは事業の不断
の見直しによる新陳代謝です。ただ市の事業には法令に基づき義務的に行うものも
多くなかなか事業の廃止・見直しをすることは難しいところもあります。それゆえに新
規の事業を行う際には財源確保の話がどうしても出てこざるを得ないと思います。
そこで例を挙げてお尋ねしますが例えば、今回乳幼児医療制度の拡張を目指される
とのことですが、これはさきほどのご答弁にあったような消費税引き上げによる財源
拡充で直接カバーされるようなものではないと思います。この乳幼児医療制度の拡充
に際して、持続可能な財政構造の確立のために、どのような新陳代謝が行われたの
でしょうか。

また持続可能な財政構造の確立は、扶助費等の伸びが顕著であることなどから求められていますが、扶助費等の増加はこの数年に限られるということではありません。そこで、財政調整基金等を、10年といった中長期的な期間で捉え後年度に備えるべきではないでしょうか。このことについて市の見解をお聞かせください。

<答弁>

事業の新陳代謝及び基金の積立に関するご質問にお答えします。新たな市民ニーズの発生や、ニーズの拡充は毎年度発生してまいりますため、事業の新陳代謝は特別な場合のみ行うものではなく、常に求められるものでございます。ご質問の、乳幼児等医療費助成事業の拡充につきましても、財源の規模は大きいものの、恒常的に行われる事業の新陳代謝の一つであり、特定の事業の廃止等によって所要の財源を生み出すというような明確な対応関係は存在いたしません。次年度以降におきましても、必要な財源を確保し、本事業を実施してまいります。

次に、後年度に備えた基金の積立の考え方につきまして、特定の時期に一定の財源が必要となることが予定される場合、目的に沿った基金に積み立てることは現在でも行っており、本臨時会におきましても、平成29年度までの民間保育所整備に向け、必要財源の社会福祉事業基金への積立を提案させていただいております。

また昨年度、もと土地開発公社の保有地であった土地の処分収入について、公社解散に伴い第3セクター等改革推進債を発行した経過にかんがみ、予算を上回った増収部分を減債基金に積み立てるなど、積立財源の性格に応じて、将来に備えた積み立ても行ったところでございます。このように、将来に確実な目的がある場合や、基金の目的に合った積立財源が発生した場合に、後年度に備えた積み立てを従前から行ってきたところであり、今後行ってまいりたいと考えております。一方、特定できない将来の経常的な経費の増大に備えた財政調整基金等への積み立てにつきましては、必要となる財源の規模が未知数であること、ご質問で挙げられております扶助費の伸びなど、想定している将来的課題が恒久的な課題であることに対し、基金からの財源の充当は臨時的な対応であることなどから、なじみにくいものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

ご答弁によりますと必要なのは事業の見直しによる新陳代謝ということ。新規事業のニーズは高まる一方で、既存事業を見直し、改革を行うことは難しいものがあります。しかし、投下できる資源は有限ですから、必ずこの既存事業の見直しは必要となってきます。現在取り組まれている特定事業の見直しをはじめ、たゆまぬ改革を推し進めていただくようお願いいたします。

また扶助費の増加はここ数年で終わるということはないと思われ。たとえば家計でいえば、将来発生することになる負担を見越して、ほしいものがあったとしても今は我慢をせざるを得ないということはあると思いますが、市の財政でいえば将来にわた

って増加するであろう扶助費に備えて、先を見越して財政調整基金等を積んでいくということは難しいということになります。しかし将来かかるであろう費用は、それが恒久的課題により生じるものであるかぎり将来の財政でねん出しなければならないということでは、その年その年で資金繰りに悩まなければならないことになり、持続可能な財政構造の確立という点では心許ないと思います。恒久的課題に必要な費用に事前に対応していくための財政上の仕組みを考える必要があると考えます。

【経常収支比率について】

(質問)

持続可能な行財政構造を確立していくためには、経常収支比率をどうしていくかということも極めて重要な視点であると思います。これまで、硬直的な財政構造を改善するため目標として経常収支比率95%という数字を掲げてこられ達成してきたわけですが、これからどうなるのか、今回の所信表明においては明確には語られませんでした。改めて経常収支比率について95%という数字を掲げていかれるのか、さらに、中核市平均を見据えていけば90%というようなさらに上の目標を掲げてもよいのではないかと思いますが見解をお聞かせください。

<答弁>

経常収支比率に関するご質問にお答えします。

本市は、本年度当初予算において引き続き経常収支比率目標を達成し、今回の肉付け補正後の算定においても95%以下を維持しているところでございます。

今後においても、将来に向け持続可能な財政構造の確立を目指してまいりますことから、当面は95%以下という従来の目標を緩める考え方にはございません。

また、中核市の経常収支比率の平均値は、決算時の経常収支比率でございますが、平成24年度決算比較においては本市94.0%、中核市平均が90.6%と、中核市平均の方が低い値であることから、当面は本市におきましても決算時の経常収支比率で、現状以上に改善できることをめざし、歳入歳出両面において取り組んでまいります。

(意見・要望)

経常収支比率については当面、95%を維持するということを明言されましたのでひとまずは了解しておきたいと思いますが、当面とはいったいどのぐらいの期間なのか気になるころではあります。推察するに、数年のうちにこのままではまた95%達成が困難な時期がやってくるのがすでに予測されているため、『当面』としたのではないかと思います。中核市平均を見据えた90%という目標については明言を避けられましたが、現状、中核市平均よりは高い値であることから更なる改善に取り組むことを約束していただきました。行財政再建対策室が無くなり、財政非常事態宣言も解除された今、決してタガが外れないよう、財政運営に取り組んでいただきたいと思ひますし、市長も決してゴールに到達したわけではないと語られていますので、今後早急に具体的な数値目標としてきっちりと掲げていかれることを要望いたします。

【行財政改革・職員定数について】

(質問)

所信表明において基本政策を着実に遂行するために、行政改革を推進し、盤石な発展の基礎を確立することを課題としてあげられました。行財政運営の仕組みや市民サービス、公共施設の配置や管理運営についても点検を行い、持続可能な行財政構造を整えるとも語られました。

これからの人口減少社会への本格的な突入に伴い、財政規模も縮小すると予想されることから、そういった際に職員定数がどうあるべきなのか、わが会派としては非常に気になるところであり、本年の3月議会においても職員定数のあり方について議論をさせていただいたところであります。その際には、現在のところは職員定数の削減目標を設定することは考えていない、職員定数は業務量に応じて定めるべきものとの考え方をしめされましたが、改めてお伺いをしたいと思います。3月の総務委員会において、職種別職員数という考え方を取り上げました。その際に府内の人口・財政規模で類似する四つの市との比較を行いました。この際に象徴的な事例として運転手・車掌という職種が豊中を含めた5市でどうなっているのかというお話をしました。改めて申し上げますと、平成24年度の数字として吹田では29人、高槻は188人、枚方が5人、東大阪が0人、で豊中は117人となっています。市営バス事業のある高槻は横へ置いておくとして、豊中の数字が突出していることは誰の目にも明らかであります。

ここで疑問に思うのは、業務量に応じて職員は存在するという豊中の理屈を当てはめるとこれら他市には運転手を必要とする業務があまりない、東大阪に至っては0人ですからその業務が存在しないという理屈になります。果たして本当にそうでしょうか、気になったので東大阪市へ問い合わせしてみましたら想像通り、委託しているため職員数としては表れてこないということでした。もちろんその理由は、行財政改革における人件費の削減効果を狙ったものであるとのことでした。

地方自治法上、最少の経費で最大の効果を挙げるように運営することが求められているのは当然のこととして、今の事業のあり方を前提に考えていると数パーセント程度の削減効果を見込める『改善』は出来ても、抜本的な経費削減効果が得られる『改革』は難しいと感じています。経費における人件費の占める割合が高いことを考えると、職員のあり方が最重要になることはどの分野においても共通して言えることであります。財政的視点を最重要ポイントとしてとらえ、事務や事業のあり方、実施方法を根本から見直していくことが今、求められています。そのような視点で考えると、自治法上求められている『最少の経費で最大の効果』とは言い換えるなら『最少の人員で最大の効果』であるともいえます。そこでお伺いいたしますが、このことを踏まえて既存・新規を含めての事務・事業における人員の量のあり方についてどのように考えているのか見解をお聞かせください。

<答弁>

事務事業における職員の定数についてですが、社会経済情勢の変化に伴い、経営

資源が限られる中、施策目標を達成する手法として事務事業そのものの必要性を検証するとともに、いかに効果的・効率的に事務事業を実施するかという観点から、多様な主体との連携・協働や民間委託など、公民の役割分担の最適化を図りながら、最も効率的な資源配分を進めていかなければなりません。

この際、住民の福祉の増進を図るためには、単に従事している職員の数が他市と比べて少ないとか、安上がりであるということだけではなく、行政としての責任と市民サービスの質を同時に確保できる執行体制でなければならないと認識しております。

ご質問にあります業務の民間活力の導入や職員定数の削減については、改革の目的ではなく、事務事業の見直し的手段、あるいは結果として表れてくるものと考えております。

こうしたことから、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるため、引き続き、行政評価システム等を活用して、事務事業の効率性と有効性の、双方の向上を図ることができるよう、事務事業の見直しを進め、より効果的・効率的な執行体制を確立してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

これからの人口減少社会、財政縮小傾向を前提において、持続可能性のある行財政運営実現には職員の量がどうあるべきが問われている中で、従来通りの答弁で非常にがっかりいたしました。答弁された内容は行財政改革に取り組む・取り組まない以前の問題として、自治体に求められている当たり前の考え方であり、今更そのような答弁をされることには状況認識の甘さを指摘せずには居られません。その答弁からすると、財政規模が縮小しても事務・事業は減らないので職員も減らさず赤字体質になるというかつての状態に逆戻りしてしまうのではないかと懸念いたします。PDCAサイクルを言うのであれば個々の事務・事業についてだけでなく行財政運営全体として考えた時にもPDCAの考え方の元、一度経験した苦労を二度と繰り返さないように、以前とは違う取り組みをしていただくことを強く要望いたします。

【晩婚化・晩産化の現状と課題認識について】

(質問)

晩婚化・晩産化の現状と課題認識について伺います。市長は、所信表明で「急速に進む少子高齢化とあいまって、仕事と家庭の両立に向けた子育て支援、雇用・労働環境の改善等、社会システムの抜本的な見直しが求められている」と述べられました。さらに、「本市においても、人口減少のスピードを緩め深刻な状況に歯止めをかける一方で、まちの活力向上にむけた道筋を明らかにし、着実に実行していくことが、私のこれからの市政運営に課せられた最大のテーマ」と述べられました。そこで、まずは伺いますが、現在、市が行っている少子化対策とは具体的にどのようなものと考えておられるでしょうか。具体的施策を挙げてお答え下さい。

先月、政府は2014年版「少子化社会対策白書」を決定しました。それによると、2010年の時点で25～29歳の未婚率は男性が71.8%、女性が60.3%と上昇し、女性の第1子を出産した平均年齢は2012年で30.3歳となっています。事前に豊中市の現状を問合せると、全く把握も調査もされていないとのことでした。そこで、伺いますが、市として、晩婚化や晩産化に対してはどのような認識を持っておられるのか教えて下さい。

また、もし、市が少子化を問題視しているのであれば、晩婚化が晩産化につながり、晩産化が少子化につながっている実態を調査し、対策を講じていく必要があると思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。そもそも、現行の市の少子化対策、施策では万全ではなく、若い世代の中で、結婚したくても出来ない方や、子どもを産み育てたくても出来ない方のニーズに応えきれていないように思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

晩婚化・晩産化に関する4点のご質問にお答えいたします。

最初に、少子化対策についてですが、本市では安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりや、ワークライフバランスの充実、雇用・就労支援など各部局で多面的な取り組みを推進してきたところであります。

次に、晩婚化・晩産化に対する認識についてであります。これは一般的に、結婚や出産年齢が以前より高くなっている現象をさし、日本の少子化現象の要因の一つとして説明されております。このことにつきましては、個人の婚姻や出産に関する考え方やライフスタイルの変化とともに、個人を取り巻く社会環境も影響しているのではないかと受け止めております。

次に、晩婚化が晩産化に繋がり少子化に繋がる実態調査の実施と対策についてですが、現在では、調査をするまでもなく、既に本市も少子化が進行しており、待機児童の解消など迅速な対応を図っているところでございます。お尋ねの調査については個人の生き方に関わる事柄であり、まずは、その意義や目的を明確にするとともに、人口政策は転入・転出など人口フローの高い、一基礎自治体の範囲に留まらない事も考慮に入れるべきであると考えております。

このため、現在のところ、本市が晩婚化・晩産化について、直接、対策を講じることは予定しておりません。

最後に、結婚したくてもできない方等への対応についてであります。結婚や妊娠・出産に関しましては、個人の価値観や考え方などに関わる極めて重要な問題であり、個人の選択が最優先されるべきものであります。その一方で、例えば、家族形成を求める、また、子育てをしながら就業継続を希望されるならば、それを阻む問題を丁寧に解決し、人生のコースを選択できるよう、社会環境を整えていくことが重要であると考えております。

したがって、本市におきましては、総合計画や基本政策に掲げる少子化に関わる施策を進め、市民生活に身近な基礎自治体としての役割を果たしてまいります。また、少子化の進行は年金や医療など将来の社会保障や、経済成長などに影響を与える、日本社会全体で取り組むべき課題であることから、引き続き、国にも施策の充実について働きかけてまいります。

(意見・要望)

晩婚化・晩産化の現状と課題認識についてですが、結婚したり、子どもを産み、育てることは個々人の自由だと思いますし、必ずしもしなければならないことではないと思います。ただし、市が少子化対策は必要だと考えておられるのであれば、結婚したい、子どもを産み、育てたいと考えておられる方に対する支援は適切かつ積極的に行うべきだと思います。市としても、「家族形成を求める、子育てをしながら就業継続を希望されるなら、それを阻む問題を丁寧に解決し、人生のコースを選択できるよう、社会環境を整えていくことが重要であると考えている」とご答弁されました。人生のコースの選択肢の一つとして、誰もが安心して、仕事と結婚、仕事と子育てを両立するということが無くてはならないと思います。そのためにも、まずは、結婚はしたい、子どもは産み、育てたい、だけど出来ないと思っておられる、感じておられる方々の意識、ニーズを把握する必要があると思いますし、恐らく、現行の子育て支援策だけでは、なかなか、そういった方々の不安や問題は解消されないと思いますし、仕事と結婚、仕事と子育てを両立するという選択を誰もが安心してできる社会環境にはなりえないと思います。是非とも、まずは、そういった意識調査、ニーズ調査を行って頂くことを要望しておきます。また、現行の少子化対策施策とともに、晩婚化・晩産化に対しても課題認識、意識を持って頂き、そういったニーズに応えられるような施策を出来る限り展開して頂きたいと要望しておきます。

【行財政運営について】

(質問)

市政方針には行財政運営に当たって限られた資源の効果的・効率的な配分を行うため、戦略と工程を明らかにするとありますが、具体的にはどのようなスケジュールで取り組まれるのでしょうか。

また国の新基準に基づく新地方公会計制度の導入と活用、固定資産台帳の整備を進められることに関連して、わが市では現在事業別予算・決算説明書を作成されていますが、例えば新公会計制度に先進的に取り組まれている東京都町田市の事業別財務諸表などを参考により事業の状況をわかりやすくするための見直しが必要なのではないかと考えますが市のお考えをお聞かせください。

<答弁>

・持続可能な行財政運営の戦略づくりについて、市政運営における課題と目標を設定しそれに基づき予算、組織及び人員などの資源配分の考え方を方針として示すことを予定しています。

・この方針の作成スケジュールについては、現状、予算編成方針が10月に示されていることから、この日程を一つの目安に取り組みを進めてまいりたいと考えています。

新地方公会計制度の導入と活用、並びに事業別予算・決算説明書に関するご質問にお答えします。

新地方公会計制度にもとづきます財務書類につきましては、現在は固定資産台帳の整備を必要としない、「総務省方式改定モデル」にて作成し、「とよなかの家計簿・バランスシート編」にて公表しております。

今後国の新基準にもとづき、固定資産台帳の整備を前提としたうえで、より実態に即した財務書類を作成・公表してまいりたいと考えておりますが、それに併せ、以前の予算決算関係資料に新地方公会計制度の要素をどこまで取り込んで表現すべきかは検討課題と考えております。

ご質問の、事業別予算・決算説明書におきましては、事業単位に資産・負債の状況や減価償却費を按分し、情報量を大幅に増やす考え方はありますものの、市民にとってのわかりやすさという点では、デメリットもございます。一方情報量を絞る意味で、特定の事業に限って多種多様なデータを追加して説明をするような手法につきましては、その事業選定の基準によって、市民に何を伝えるかが変わってきます。

こういった課題をふまえ、他市の事例は参考にしながらも、本市としてのわかりやすい発信について検討してまいります。

(意見・要望)

行財政運営に当たって限られた資源の効果的・効率的な配分を行うための戦略と工程を明らかにされるのは10月ごろをめどにされているとのことで、この点について

は理解をいたしました。その際、人員の資源配分の考え方についても明確に示していただくことを特に期待いたしております。

また新地方公会計制度の導入と活用、固定資産台帳の整備を進めるに当たってはぜひ現在の事業別決算説明書等の見直しを図っていただき、事業別での財務構造分析などが視覚的にもわかりやすくなるような工夫をしていただくよう要望いたします。そして会計情報を増やすことは市民にとってわかりやすくなるという点ではむしろメリットが多いのではないかと考えます。

【市有資産のマネジメントについて】

(質問)

市有資産のマネジメントについて伺います。市長は、所信表明で「『市有施設有効活用計画』の見直しを行い、将来の人口や財政状況等を見通した施設の総量を明らかにし、施設の整備や管理運営、配置について最適化を図っていく」と述べられました。市の公共施設は、学校・公民館・図書館・市営住宅・病院・スポーツ施設・駐車場など膨大な数あります。総務省は『公共施設等総合管理計画の策定要請』を各自治体に出し、公共施設について長期的視点で、更新・統廃合・長寿命化計画の立案を求めています。また、昨今、道路や上下水道に関する事故が増えており、公共施設とともにインフラ施設の整備に関する観点も極めて重要です。豊中市のバランスシートによると、豊中市は平成25年3月末時点で、道路・公園・下水道など生活インフラで約2811億円、学校・図書館・公民館など教育施設で約1136億円、病院・水道など環境衛生施設で約1079億円など、合計で約5885億円の公共資産を有しています。

そこで伺いますが、土地を含めた各施設、各インフラなど公共資産の毎年かかっている維持管理費は厳密に算出されているのでしょうか。また、将来的な改修、更新費用についても算出し、明確にすべきと考えますが、市の見解と、いつまでにこれらの数値を明確にされるおつもりなのかお答え下さい。

<答弁>

インフラを含む市有資産の維持管理費及び将来的な改修、更新費用の算出について、お答えいたします。

市有資産の維持管理費については、この間、人件費も含めた費用を事業別に配分することで、より詳細な把握に努めているところでございます。

次に、将来的な改修、更新費用については、ご質問にございます「公共施設等総合管理計画」において、インフラも含めた公共施設の更新・長寿命化計画を策定していく必要がございますことから、その中で明らかにしてまいります。

なお、市有施設につきましては、今年度「市有施設有効活用計画」の見直しを行うにあたり、将来の財政見通しを踏まえた施設総量のフレームを設定していくこととしております。その中で、中長期的な維持保全・更新費用の試算を行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

(質問)

市有資産のマネジメントについて伺います。お隣の尼崎市の「公共施設マネジメント基本方針(素案)」では、建替えや修繕に係る費用のシミュレーションがなされています。算定の前提として、尼崎市では、建築後45年程度で建替えが行われていることから、今後も同様の周期で建替えを行った場合にかかる費用を試算されており、平成26年から平成70年までの45年間で総額1兆369億円、1年当たり230億円の財源が

必要と数値が上がっています。尼崎市では、この試算額に対し、財政面から見て、既存施設を全て建替えることは不可能と判断され、公共施設保有量を今後35年間（平成26年度～平成60年度）で30%以上削減することを目標として掲げられました。豊中市も市有資産の額、維持管理費の額、全て建替えをする場合の将来的な負担額を早急に算出し、その上で、個々の市有資産を維持、廃止、統合、売却、賃貸などなど、今後の市有資産の保有計画を早急にたてるべきと考えますが、市の見解と意気込みをお聞かせ下さい。

<答弁>

市有施設の保有計画に対する市の見解についてでございますが、中長期的な維持保全・更新費用の試算結果に基づき、将来の財政見通しを踏まえて、施設総量のフレームを設定してまいります。

これは、持続可能な行財政運営の観点から、市が施設を設置、管理する際の量的なフレームとするもので、今後、これを踏まえて、廃止、統合、転用など、具体的な施設の見直しを進めていくものでございます。

見直しにあたりましては、「市有施設有効活用計画」に位置づけ、着実に進行管理を図ってまいりますので、よろしく申し上げます。

(意見・要望)

市有資産のマネジメントについてですが、先月、市は新たな基本政策を策定し、それを具体的に推進する61の政策項目を定め、そのうち特に重点的・優先的に取り組む3つのプロジェクトを掲げられました。その重点的・優先的に取り組むプロジェクトの中に『改革エンジン パワーアッププロジェクト』があり、「持続可能な行財政運営の戦略づくりとロードマップの策定」、「市有施設のスクラップ&ビルド(施設の戦略的配置)」が挙げられています。しかしながら、現状、豊中市では個々の土地や建物、インフラ施設の維持管理費や将来の改修・更新費を明確に算出していないため、将来的に維持していくべきか否かを判断しかねる状況です。人口や財政見通しに加え、市有資産の維持管理費の総額、個々の市有資産の建替えが必要な時期や建て替えが必要な場合の将来的な負担額を早急に算出し、個々の市有資産を維持、廃止、統合、転用、売却、賃貸などなど、将来世代に負担やツケを押し付けず、身の丈に合った、市長の言葉を借りますと、「子どもたちの未来に、より良い財産を託せるような」、今後の市有資産の保有計画を早急にたてられることを強く要望しておきます。

【新しい公共経営(自治体間の公共施設の共同設置)について】

(質問)

新しい公共経営について伺います。市長は、所信表明で「加速化する人口減少を見据え、基礎自治体が単独で全ての市民サービスを提供する、いわゆる『フルセット行政』から脱却し、都市間で水平・相互補完的な関係強化を図る」と述べられました。公共施設については、更新・統廃合・長寿命化計画の立案が求められているとともに、道路や上下水道などインフラ施設の更新に莫大な財源が必要な今日、個々の公共施設の保有、管理手法を改める必要があるように感じています。例えば、公民館、スポーツ施設、図書館、ホール、公園、火葬場などの施設を全ての自治体がそれぞれ単独で保有する必要があるのでしょうか。それぞれの自治体が所有する施設を、他の自治体の住民が利用できるようにするといった相互利用は進められてきましたが、そもそも施設自体を複数の自治体が共同管理し、複数の自治体の住民が利用するようになれば、効率的、合理的な施設管理が可能になるのではないかと思います。どの自治体でも市有施設の有効活用及び老朽化による整備、管理運営、配置の最適化を検討する今日、市単独で検討するのではなく、自治体間で共同して検討してはと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

施設を複数の自治体が共同管理すれば、効率的、合理的な施設管理が可能になるのではないかと、というご提案に対する市の見解についてお答えします。

施設を複数の自治体が共同管理し、複数の自治体の住民が利用するための仕組みと致しましては、一部事務組合や広域連合といった別法人を設立する方法、協議会方式や事務の委託などの法人の設立を要しない簡便な仕組みがあります。

いずれの方法を取っても、施設の相互利用とは違い、迅速な意思決定が困難であることや構成団体の意見が反映されにくいことがデメリットとして考えられます。また、自治体間の費用負担の調整が困難といった問題もあります。

こういったことから、ご提案の施設の共同管理については、現時点では課題が多く、実現は困難であると思われるので、よろしく願います。

(意見・要望)

新しい公共経営、自治体間の施設の共同設置についてですが、今日、官と民の連携は当たり前であり、各自治体がそれぞれに公共施設を持つのではなく、自治体間で公共施設を分かち合う発想、官と官の連携を模索することで、より効果的、効率的な公共経営、公共施設の運営が可能になるのではないかと思います。また、現在、どこの自治体においても市有施設の有効活用が大きな課題となっています。そういう意味では、個々の自治体が単独で公共施設の戦略的配置を考えることに固執せず、もう少し広範囲、複数の自治体にまたがった戦略的配置を検討、模索しても良いのではないのでしょうか。自治体間の施設の共同管理については、課題が多く、実現が

困難とのことですが、来年度からは、地方自治法第252条14に基づき、能勢町との間で消防事務の委託を開始されますし、「広域連携などによる市民サービスの充実」とともに、是非とも新しい公共経営、自治体間の施設の共同設置について、市として積極的に研究、検討して頂きたいと強く要望しておきます。

【将来負担に対する考え方について】

(質問)

将来負担に対する考え方について伺います。豊中市では将来負担比率を公表し、現状では将来世代へのツケが少なく健全な状況にあると強調されています。しかし、将来負担比率は本当に将来の負担を表しているのでしょうか。本当に将来世代へのツケや負担は少ないのでしょうか。先ほどの市有資産のマネジメントにも関連するのですが、そもそも将来負担比率は、既に発行した地方債が償還可能かどうか見ているだけで、既存のインフラ施設の更新、維持修繕に必要となる費用は全く加味されていません。これらの費用負担も含めて将来負担と言うべきであり、現行の将来負担比率とは別に、このような考えに基づいた数値、指標をもって将来負担を考察すべきと考えますし、所信表明で市長が述べられた「時代に対応した持続可能な財政構造の確立」のためには効果的な指標だと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

将来負担の考え方に関するご質問にお答えします。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の一つであります「将来負担比率」は、当該決算年度におきまして、一般会計等の前年度末における地方債残高や債務負担行為に基づく支出予定額、他会計における地方債の元金償還に充てる繰入見込み額など、将来において負担することが決定している額を将来負担額とし、充当可能な基金の額等を控除するなどの補正を行った上で、標準財政規模との比率を図るもので、負債というストック面について、全国统一の基準のもと、地方公共団体の財政の早期健全化の必要性を判断するための指標でございます。

一方、ご質問中の、既存の施設・インフラの更新や維持補修に必要となる費用は、市有施設の戦略的配置や資産の長寿命化等の今後の取り組み次第で大きく変動いたします。

したがって、例えば耐用年数到達時に全て現行どおり更新したらといった、一定の前提に基づいた施設・インフラの更新費用等の試算は、今度のあるべき施設総量など大きな考え方を導き出す際に勘案する数値にはなりませんものの、財政指標として財政の健全性を判断するものとは性格が異なると考えております。また、その数値をもって将来負担比率と同列に、市民に将来の負担であると説明することにつきましても、慎重に捉える必要があると考えておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

将来負担に対する考え方についてですが、全国统一の基準としての将来負担比率を、財政の早期健全化の必要性を判断する指標の一つとして算出されることは否定しませんが、現行の将来負担比率では、将来世代への負担やツケを明確には表せていないと思いますし、数値では現れない形で将来世代がツケや負担を背負わされて

いくことになると思います。今後必ずかかる既存施設・インフラの更新や維持補修の費用を、資産活用部をはじめ、関係する部局において試算される予定であり、そこで試算された額というものは、明らかに将来世代の負担と言えると思います。

そのような数値を明確にすることに対し、市は「慎重に捉える必要がある」との答弁をされましたが、何をそんなに恐れているのか、何故、市民に対して、出来る限りの説明責任を果たすこと、情報公開を進めることに否定的なのか理解が出来ません。

是非とも、現行の将来負担比率のように既に発行した地方債が償還可能かどうかだけで判断するのではなく、既存のインフラ施設の更新、維持修繕に必要となる費用等も含めた形での将来負担を数値化し、持続可能な財政指標の一つとすることを強く要望しておきます。

【窓口業務の一元化及び民間活力の導入について】

(質問)

所信表明で市民サービスの充実に関して、窓口の休日開庁の検討が述べられていました。そこで関連して、窓口業務の一元化及び民間活力の導入について伺います。お隣の池田市は今年度から市民の利便性を図るため、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の保険業務窓口を1か所に集約した専用の窓口を開設されました。さらに、保険への加入・脱退の手続きや給付申請などの窓口業務を民間委託されました。箕面市では昨年からは既に窓口業務の一元化及び民間活力の導入を行っておられます。少子高齢化に伴い増大する福祉業務を外部に委託する自治体は今後も増えることが予想されます。同様に、市民課の窓口を民間委託されている自治体も増えてきています。

豊中市でも各種窓口の一元化や民間活力の導入により、手続きにかかる時間の短縮、効率的なサービスの提供など市民サービスの向上に努めるべきではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市では、今後の窓口サービスの改革を考える際の基礎とするため、平成23年4月に「豊中市窓口サービス基本方針～ハートフルとよなか～」を策定致しました。

指針では、「窓口業務」は市民と市との最も身近な接点であり、「信頼」と「安心」を得るための第一歩は「窓口サービス」からと位置付けています。

本市の窓口サービス向上に向けた取り組みと致しましては、「窓口サービス検討委員会」を設置し、窓口サービス向上に向けた方策について継続的に調査・研究・検討を行い、「年度末・年度初の臨時窓口の開設」「本庁舎の窓口表示の改善」「総合コールセンターの導入」「証明書のコンビニ交付」などにつなげてきたところでございます。

また、「窓口の一元化」に向けた取り組みについては、市民からの電話問い合わせの一元化として、昨年4月に「総合コールセンター」を導入するとともに、昨年5月には「窓口支援システム」を導入し、来庁者の手続きにかかる各種書類への記載事項の負担軽減や漏れのない案内を実施し、手続きにかかる時間の短縮、効率的なサービス提供等に努めております。

しかしながら、「窓口の一元化」につきましては、「庁舎のスペースの問題」や「職員が身につけなければならない職務遂行能力」など、すぐには解決できない多くの課題があります。そのため、当面は「窓口支援システム」の利活用を進めながら来庁者の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、窓口業務の「民間活力の導入」につきましても、「豊中市外部活力導入のガイドライン」が定める外部活力導入の目的である、「公共サービスの質の維持向上」「コストの削減」「多様な主体の参画と協働の推進」「新たな行政運営基盤の創造」などを踏まえた上で、引き続き様々な視点から検討を進め、今年度、「窓口業務の委託化の方針」を明確にしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

窓口業務の一元化や民間活力の導入についてですが、これらを実現することで、手続きにかかる時間の短縮、効率的なサービスの提供など市民サービスの向上に繋がることが予想されます。さらに、増大し続ける福祉業務や窓口業務、それに伴い増え続ける歳出の抑制にも繋がると思います。また、新たな基本政策の重点的・優先的に取り組む項目として、窓口サービスの充実を挙げられていますし、61の政策項目の中には、公共サービスの改革(民間活力の導入)が挙げられています。窓口の一元化について、庁舎スペースの問題は一定、理解しますが、せめて市民の方々が各種手続きをするために第1庁舎と第2庁舎を行ったり来たりする現状の解消は図って頂きたいと思います。また、すぐには解決できない課題として、「職員が身につけなければならない職務遂行能力」を挙げられるのは、残念に感じますし、そうであるならば、民間活力の導入をより積極的に検討されるべきではないかと強く感じます。様々な課題はあるとは思いますが、是非とも、窓口業務の一元化や民間活力の導入を積極的に進め、市民サービスの向上に努めて頂きたいと、強く要望しておきます。

【第3次豊中市総合計画の見直しについて(市民意識調査について)】

(一問目)

市長は、所信表明で「第3次総合計画については、社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応するため、基本構想の見直しを図る」と述べられました。そこで、関連して市民意識調査について伺います。市民意識調査の質問項目は、総合計画の施策項目とリンクしていると伺っており、今年4月に昨年度実施された市民意識調査の結果が報告されました。そこで、まずは、市民意識調査を実施している目的、実施頻度、結果の活用方法、実施に係る予算額について教えてください。また、調査対象が豊中市在住の満18歳以上の男女8000人とのことですが、この数の妥当性や、この数をもってどの程度、民意と決めつけて良いのか、市の見解をお聞かせ下さい。さらに、今回の市民意識調査を送付された方から、「項目数が多すぎて、回答する気を無くす」、「設問の意図が分からない」などのご意見を頂きましたが、この点に関する市の見解と、設問数や質問内容は誰がどのようにして決められたのかお答え下さい。また、設問の中に、そもそも今回の意識調査の設問数や質問内容に対する評価を問う項目がありませんでしたが、何故、設けなかったのでしょうか。市民意識調査を今後も続けるつもりがあるのであれば、設けるべきだったと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

市民意識調査に係る4点のご質問にお答えします。

最初に、市民意識調査の実施目的などについてですが、この調査は、総合計画後期基本計画の進行管理及び評価を行う際、市民の意識など指標化に必要なデータの収集等を行うため、2年に一度実施しているものです。その活用につきましては、担当部局が行う施策・事業評価の資料としてフィードバックしており、平成25年度の予算額は、300万円であります。

次に、配布数8000の妥当性等についてですが、回収率30%程度と見込み配布数の算定を行い、結果として2211件の有効回収数となりました。統計的には、本市人口の約0.3%にあたる1100人分の分析が必要とされており、今回の調査は信頼のおける結果が得られたものと考えております。また、本調査につきましては、ご質問にあるような民意を問う性格のものではなく、市民の意識や行動などの傾向を把握することが目的でございます。

3点目の設問数についてですが、総合計画の66施策に関する、市民の満足度や重要度などを定期的に確認、把握するために、必要な数であると考えております。また、設問の設定につきましては、審議会でのご意見や担当部局と調整のうえ、作成しております。

最後に、当調査への評価を問う項目の設定についてですが、施策毎に設けた自由意見欄において、把握が可能であると考えておりますのでよろしくお願い致します。

(質問)

市民意識調査について伺います。先ほど、設問の意図が分からないとのご意見を頂いたと指摘しましたが、実際に、「わからない」と回答された方の割合が最も多い設問が少なからずありました。また、市民の満足度に関する調査については、かなりの項目で、「わからない」と回答された方の割合が最も多くなっています。このことに対する市の見解をお聞かせ下さい。

また、市民の満足度と重要度の関係をグラフでまとめられていますが、市民の重要度が高い施策については、市民の満足度に関わらず、今後も満足度を維持、向上させるべく積極的に施策を展開されたら良いと思います。一方で、市民の重要度が低い施策については、今後の施策展開を大いに見直し、検討が必要と思います。実際、市民意識調査の目的として「各施策の市民満足度や重要度を把握し、今後の施策展開の方向性の検討に活用する」ことが挙げられています。しかしながら、市民の重要度が低い施策について、市は「施策の重要性について市民にPRしていく必要がある」と評価されていますが、市民が重要視していない施策を、市の一方的な価値観だけで、重要性をPR、押し付けることはすべきではないと思いますし、むしろ、意識調査の結果を真摯に受け止め、市民が重要視していない施策については、見直しを図らなければ、市民意識調査をする意味がないと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

市民意識調査に係る再度のご質問にお答えします。

最初に、「わからない」という回答が多数あったことについてですが、この回答自体にも、市政への関心、理解について市民意識が表れていると認識しております。

このため、今回の調査では、施策に関する市の取組み内容を写真掲載などで工夫をした結果、前回調査と比較して、「わからない」と回答された方は、1.5ポイント減少しております。

次に、重要度が低いと評価されたものは見直すべきではないかとのことですが、その中の一例をあげますと、産業の活性化や起業の促進、市民公益活動の推進に関わる項目などがあり、これらについても、今後とも重要で戦略的に取り組むべき施策であると認識しております。

したがって、総合計画後期基本計画に掲げております66施策につきましては、この調査結果をもって直ちに廃止等は考えておらず、意識調査の要因を分析しつつ、議会のご意見もお聞きしながら、引き続き取り組むべきものであると考えておりますので、よろしく申し上げます。

(意見・要望)

ご答弁では、市民意識調査は、総合計画後期基本計画の進行管理及び評価を行う際の一つの指標として活用する目的で実施されているとのことでした。さらに、市民意識調査報告書によると、各施策の市民満足度や重要度を把握し、今後の施策展開の

方向性の検討に活用する目的で実施されていると記載されています。しかしながら、その一方で、ご答弁からは、それらの目的を達成、遂行するような意欲も意識がほとんど感じられませんでした。例えば、「わからない」という回答が多数あったことについての見解を伺いましたが、「わからない」という回答自体にも、市政への関心、理解について市民意識の表れの一つとして重要であると認識しているとだけお答えになり、むしろ、前回調査と比較して、「わからない」と回答された方が、1.5ポイント減少していると肯定的な評価をされています。多くの市民が「わからない」と回答されたことに対して、質問の内容や聞き方を具体的にどのように改善、見直しを図っていくのが全く分かりませんでしたし、そもそも、「わからない」との回答を、どのように総合計画の見直しに活かすのかが見えません。設問の内容や質問に対しての評価項目を設けるべきではないかとの質問に対しても、自由意見欄を設けているから把握ができるとの答弁でしたが、もっと、市民の意識を的確に把握する意欲を持つべきではないかと思えます。極めつけは、市民に対し、かなり広範囲に渡り意識調査をしているにも拘わらず、「意識調査の結果をもって見直し等は考えておらず、現行の66施策は、引き続き取り組むべきものと考えている」との答弁でしたが、そうであれば、市民は何のために調査に協力しているのでしょうか。税金をかけて意識調査をし、市民は時間や労力をかけて協力をしているわけですので、もう少し、そういった負担や手間が報われる、市民が納得のいく、市民意識調査になるよう努めて頂きたいと強く要望しておきます。

【待機児童対策について】

(質問)

待機児童対策についてお尋ねします。まず今回子育て支援施策として待機児童ゼロに向けた取り組みを推進されるということでその中には小規模保育事業の導入も含まれており、そのことは高く評価いたします。関連して病児病後児保育事業の実施についても評価をいたします。

ところで所信表明によりますと「民間事業者の参入促進」、主要施策によりますと「新規事業者の保育事業への参入促進」を図るとあります。先般、公正取引委員会から自治体等へのアンケートに基づく「保育分野に関する調査報告書」が公表されましたが、そのなかで株式会社等であることをもって参入を排除する合理性・必要性に乏しいといった記載があります。

そこでお尋ねしますが、平成27年度新制度開始に向けて、

- ① 新規に私立保育所を設置する際の選定方法はどのようなものか
- ② 今後保育所を設置する場合、保育所の設置主体として株式会社などを含めていかれるか
- ③ 平成25年5月15日厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知を踏まえ株式会社の参入にかかる方針・基準等の見直しを行う予定があるか
- ④ 保育所の設置主体として株式会社を選択してこなかった理由についてそれぞれ教えてください。

また今年度当初の待機児童の状況を見ておりますと、市北東部・千里区域に大きく分布しています。千里地区での大型マンションの建設が多く、若年ファミリー層が流入していることも原因と思われます。そこでお尋ねしますが、待機児童ゼロを目指すにあたって、大型マンションやオフィスビル建設に当たっては市と保育所整備に関して協議をおこなうといった取り組みをする自治体、また保育所用地としての活用が可能な民有地を募集し、その土地を保育所の運営を希望する法人に紹介する保育所整備「マッチング事業」に取り組む自治体などもあるようですが、豊中市として、こういった取り組みをどのように考えますでしょうか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

待機児童対策についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、新規に民間保育所を設置する際の手法でございますが、本市はこれまで既存の民間保育所の新增設や私立幼稚園の認定こども園化などにより保育所定員の拡充を図ってまいりましたが、今後必要となる保育の量を確保するためには、こうした手法に加え、新規事業者の参入促進や新たに小規模保育事業を導入するなど、多様な手法により取りくむ必要がございます。その際、事業者として検討していますのは、既存の民間保育所や私立幼稚園に加え、他市などで一定期間保育の実績のある株式会社を含む社会福祉法人、学校法人、宗教法人、NPO法人などがございます。

次に、厚生労働省からの新制度を見据えた保育所の設置認可等に係る通知についてですが、ただいまご答弁いたしましたとおり、本市では株式会社も含め保育所設置の主体と捉えておりますことから、本通知の趣旨に沿っているものと考えております。

次に今まで株式会社を設置主体として選定してこなかった理由でございますが、これまで保育所整備に当たっては、こども未来プランとよなかにおいて整備目標を設定し、その計画に基づき市内の保育実績のある民間保育所や私立幼稚園による整備を進めてまいりましたが、これにより、整備目標の必要量を満たすことができたことから、株式会社参入の必要がなかったものです。しかしながら、今後の整備につきましては、今まで以上により多くの保育実績のある事業者による整備が必要であることから、株式会社等も含め公募等を進めてまいります。

最後に、待機児童解消に資する、保育所となる事業用地確保に向けた他市の取り組みですが、本市におきましても、市有地をはじめ国有地や民間事業者からの問い合わせのあった土地も含め、幅広く保育所事業用地として活用が図れるよう、検討を進めているところです。

(意見・要望)

ご答弁からすると、豊中市としてはこれまでも保育所の設置主体として株式会社を排斥するものではなかったが、整備目標の必要量を満たすことができていたので株式会社に参加していただく必要はなかったとのこと。先ほど申しました公正取引委員会の調査報告書によりますと保育分野は本来競争政策との親和性が相対的に高い分野であるとの指摘があり、多様な事業者の新規参入が可能となる環境、事業者が公平な条件のもとに競争できる環境などの整備により保育分野における活発な競争を促すことによって保育サービスの供給量の増加や質の向上につながるの考え方が示されています。いずれにせよ 1400 人分の定員増の取り組みをされるにあたって、積極的に多様な手法による環境整備を図っていただくよう要望いたします。また、大規模マンション等の開発による保育需要の増大などが予測される場合には、まちづくりの観点からも保育ニーズの充足について事業者等と何らかの形で事前に協議できるような取り組みについても検討していただくよう要望いたします。

【学校給食センターについて】

(質問)

今回の(仮称)新・第二学校給食センターでは調理、洗浄等について民間活力の導入を視野に入れ整備を進めるということですが、センターの設計、建設、運営をどのように行われていくのか、第一学校給食センターと同様にデザインビルド方式で設計建設をされたうえで運営を別途考えていくお考えなのかを教えてください。

<答弁>

(仮称)新・第2学校給食センターについてのご質問にお答えします。

現在、走井3丁目に建設中の(仮称)新・学校給食センターについては、設計・施工一括発注方式、いわゆるデザインビルド方式を事業方式とし、運営については、直営とすることといたしております。

平成22年度の新学校給食センター調査報告書では、設計委託、工事発注をする従来方式と、PFI方式、デザインビルド方式をメリット、デメリットで比較し、民間事業者が設計・建設段階において、経験やノウハウを一体的に実現できること、性能発注によりコスト削減が期待できることなどから、デザインビルド方式を採用したものであります。

学校給食事業は、平成22年度に実施した「事業等の戦略的たな卸し」以降も継続課題であり、平成26年3月に公表しました「特定事業の見直しの進捗状況」では、外部活力を活用した管理運営体制を構築していく方向で取り組みを進めていくこととしております。

(仮称)新・第2学校給食センターにつきましては、現在のところ、事業方式は決定しておりませんが、この特定事業の見直しを踏まえ、今後、安全性、効率性を勘案しながら検討を進めてまいります。

(意見・要望)

(仮称)新・第2学校給食センター建設準備については、委員会でも引き続き議論をさせていただきたいと思いますが、現在建設中の(仮称)新学校給食センターで採用したデザインビルド方式のコスト削減効果等の検証や、今回、「運営」部分での新たな外部活力の活用方法を採用した場合に前回同様のデザインビルド方式が妥当なのかそれとも別の方式を模索すべきなのかの議論も必要かと考えております。

【図書館の効率的な運営について】

(質問)

今回の自動貸し出し機等導入に関して、その目的には業務の効率化もあると思います。そこで導入する機械を最大限活用し効率化をはかる必要があります。貸し出し機導入に際して、利用率の目標設定をされているか教えてください。目標設定をされている場合どの程度なのかも併せてお聞かせください。

また予約棚についてはそもそもアンテナのついていない汎用品で運用する他市事例はあるのか、またアンテナ付の棚にも本の所在を示すためのLED点灯機能の付いたものなどがあるが、豊中市立図書館で導入を予定しているのはどのようなものなのか教えてください。

<答弁>

自動貸出機等の導入は、市民の利便性の向上と図書館業務の効率化を目指しており、導入当初に利用案内を徹底することで自動貸出機の利用率の向上を図ってまいります。

ご質問の利用率の目標設定に関しましては、今後具体的な目標数値を検討してまいります。

また予約棚につきましては、予約図書が予約棚に置かれると、棚に埋め込まれたアンテナにより、本のICタグの情報が自動的に読み取られ、図書管理データベースと連携して位置情報が記録される仕組みになっているものと、アンテナが付いていないものがあり、アンテナのついていないシステムを取っている他市事例としては、近隣では箕面市立図書館です。

本市立図書館では、特に予約処理件数の多い千里図書館に先行導入する予定ですので、予約図書貸出の混乱を回避する意味でも、アンテナ付の棚を設置していきたいと考えておりますので宜しくお願いいたします。

(意見・要望)

図書館システムの運用についてですが、自動貸し出し機について、今後利用目標を設定するとのことですが、しかし目標値をいくらにするかについては、そもそも今回の導入が妥当なのか否かを判断するにあたって非常に重要な要素と考えております。「今後」検討する話ではないと考えます。

また、予約棚についてはアンテナ付ならば高額だが効率が高まる、アンテナなしの汎用品ならば低廉だが人手がかかるということだと思います。これについては今後の図書館の人員体制にも関わってくることだと思います。

この件については引き続き委員会にて議論をさせていただきたいと思っております。

【自転車通行空間について】

(質問)

今回、交通安全整備事業に関連して自転車通行空間整備の考え方が示されたことについて高く評価いたします。

その中で取り組みを進めるに当たっての課題として、駐停車のことがあげられています。先般、東京都の舛添知事は、路上駐車の問題もあるので、歩道での自転車の走行路も整備していき、また幅の広い歩道では双方向の通行も認めていくとの見解を示されたと報道されています。豊中市においてはこのような形での自転車走行空間の整備を進めるお考えはあるのでしょうか？

また、豊中市は道路幅の狭いところが多く、自転車通行区間の創出は困難なのではないかという方もいらっしゃるかもしれません。しかし京都では比較的狭い道路でもピクトによる自転車通行空間創出する取り組みをされており、豊中市でも取り入れるべきと考えますが市の考えをお聞かせください。

<答弁>

自転車通行空間についてお答えいたします。

初めに、歩道を活用した整備でございますが、本月6月に策定しました「豊中市自転車通行空間整備の考え方」は、自転車は「車両」であり、車道の左側を通行することを原則として、路肩での自転車通行空間整備の考え方を取りまとめたものであります。

現在、道路標識により歩道通行が認められている場合等、一部自転車の歩道通行が認められていますが、この場合も歩行者優先で徐行しなければならないと定められております。

また、自転車と歩行者の事故が増加し、大きな問題となっていることを踏まえ、現在のところ歩道を自転車の通行空間として整備していく考えはございません。

次に、ピクトによる整備でございますが、来年度、車道混在型として路肩に自転車マークのピクトを表示する試験施工を実施しますが、その効果検証を行い、自転車利用者に車道の左側通行を促す手法として有効であると判断できた場合、全市的なピクト表示による通行空間の創出について検討を進めたいと考えておりますので宜しく願います。

(意見・要望)

東京の舛添知事の方針は「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の示す方向性からして疑問であり、豊中市としては歩道上での整備を考えていないという点、評価いたします。また、ピクトの活用についても道路幅の狭い豊中では有効な手法と考えており市での活用を期待しております。

歩行者の安全を確保するために、自転車通行空間の整備を進めていただきますよう

お願いいたします。

【(仮称)南部コラボセンターについて】

(質問)

「(仮称)南部コラボセンター」についてお尋ねします。
まず基本構想策定後の今後の展開を教えてください。
また、具体的に施設を設けるとした場合、その場所を決めるにあたりどのような点を考慮されるのかを教えてください。

<答弁>

基本構想策定後の今後の展開と、施設の場所選定に関する考慮点についてお答えします。

基本構想策定後の今後の展開につきましては、基本構想の具体化に向けてモデル事業等を引き続き継続しながら、機能整備に必要な事業や施設、その運営手法などの検討を進めるとともに、候補地の調査、選定を来年度中までに行う予定です。

なお、センターの設置場所の選定に当たりましては、市有施設有効活用計画などをふまえ、住民サービスや市民活動の拠点施設として、地域住民のみなさんの利便性などを配慮しながら検討を進めて参りたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

(質問)

南部コラボ構想の中では様々な機能が取り上げられていますが、施設を設けるに当たっては一つの場所にすべての機能を統合することを念頭に置いておられるのでしょうか。

また仮に公民館や図書館といった施設を統合する場合多くの人の利用が見込まれますが、そのような施設をどこに置かかについて経済活性化の観点からの判断も必要と考えますが市の見解をお聞かせください。

また施設を建設するに当たっては、建設・運営コストを削減する、また公民連携によりお互いの長所を生かし相乗効果を生み出すといった観点から公民合築も検討すべきと考えますが市のお考えをお聞かせください。

<答弁>

(仮称)南部コラボセンターの設置にかかる諸質問についてお答えします。

はじめに、(仮称)南部コラボセンター基本構想では、南部地域活性化の拠点となる複合施設(コラボセンター)と併せて、センターの機能を補強するためのサテライト機能を、小中学校などの教育施設や民間を含めた公共的施設などに整備するものとしています。

建物としてのコラボセンターについては現在白紙の状態ではありますが、今後、候補地の調査・調整を踏まえながら、センターの施設規模や、センター及びサテライトの機能配置について検討を進めて参ります。

次にセンターの設置場所の検討に当たりましては、まず第一に南部地域活性化と課題

解決に貢献する拠点として、地域住民のみなさんにとってわかりやすく、気軽に集いや
すい場所が望ましいと考えていますが、経済活性化など様々な観点からも検討したい
と考えております。

最後に、センターの建設・運営の手法については、市有施設有効活用計画との整合性
を図りながら、施設運営や市民サービスを効率的・効果的に行えるよう、検討を進めて
参りたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

(意見・要望)

「(仮称)南部コラボセンター」については、センターにすべての機能を統合すること
ありきではなく、機能の性質に応じた配置をご検討いただくよう要望いたします。また
(仮称)南部コラボセンターにはたくさんの方が来られますことから、候補地の選定に
際しては地域経済の活性化に資するのはどの場所なのかといった視点も取り入れて
いただきますようお願いいたします。またセンター建設・運営の手法の検討に当たっ
ては、持続可能な財政構造の確立という見地からも公民合築等を含めた公民連携の
視点も取り入れていただきますよう要望いたします。

【高校野球メモリアルパークについて】

(質問)

高校野球メモリアルパーク再整備事業についてお尋ねします。まず高校野球メモリアルパーク整備の目的には全国高等学校野球選手権大会の発祥の地であることを「市外に知らせる」こともあると思いますが、そのことによってどのような効果を狙っているのでしょうか。そしてその狙いは実現できているのでしょうか。また、これまで高校球児は何回程度の来訪しているのかなどの利活用の状況もあわせて教えてください。そして今回の再整備の目的はどのようなものなのでしょうか。再整備の効果をどのように予想されるかとあわせて教えてください。

<答弁>

高校野球メモリアルパークは、全国高等学校野球選手権大会の発祥の地として、第70回大会を記念して昭和63年に日本高等学校野球連盟と朝日新聞社のご協力を得て整備したもので、公園としての機能に加え、第一回大会の始球式をモチーフにしたレリーフを掲示するなど、豊中ブランドの一つである、本市が高校野球発祥の地であることを顕彰し、広く豊中の魅力を発信しようとするものでございます。

これまでに来訪された高校球児等の数値的なデータはございませんが、夏には甲子園に出場する高校球児たちが記念撮影に訪れ、また、当公園がテレビや新聞等で紹介されることもあるなど、整備した狙いは一定実現できているものと考えております。

今回の整備の目的、効果につきましては、周辺の民間開発事業に伴い土地の帰属を受けることになりましたので、間もなく迎える高校野球100周年及び100回記念大会に向けて、その規模を拡張し、より一層広く内外に本市が高校野球発祥の地であることを顕彰しようとするもので、このことにより、市民はもとより甲子園に出場する学校のみならず、広く多くの方に知っていただき、「住んで良かった、住み続けたいまち」・「住みたいまち」として、本市のブランドが更に高まるものと考えているものでございます。

(意見・要望)

高校野球メモリアルパーク再整備事業を行うことには、豊中が全国高等学校野球選手権大会の発祥の地であることをより多くの「市外に知らせる」ことにより「住んで良かった・住み続けたいまち」「住みたいまち」として本市のブランドが更に高まるという効果も期待されるとのことです。そのような効果が生じるような再整備になりますようお願いいたします。

なお高校野球メモリアルパークという名称についてですが市民の間でも一定定着しているとは思われますが、少し気になりましたのでいろいろ調べてみました。英和辞典によればメモリアルパークという言葉には共同墓地、霊園という意味があります。さらに、大阪モノレール万博記念公園駅の英語での音声案内は開業当初「Expo'70 Memorial Park」とアナウンスされていましたが、現在、英語アナウンスは

「Expo'70 Commemoration Park」となっています。当時の万博記念協会から「万博記念公園は霊園ではない」との指摘を受けて変更された経緯があります。このことは大阪モノレールさんに確認いたしました。

U18 のワールドカップの開催のこともございますしこれを機に名称について再検討してもよいのではないかと意見しておきます。

【(仮称)豊中ブランド戦略について】

(質問)

(仮称)豊中ブランド戦略についてお尋ねします。都市ブランドは、多くの人に「行ってみたい」「住んでみたい」「住み続けたい」と思わせる良質な都市イメージを指すものと思われます。今回、豊中ブランド戦略の策定委員会には何を諮問される予定でしょうか。

また、委員の選定について、どのような視点でえられるのでしょうか。また今回阪急梅田駅での広告についてはブランド戦略策定前であり時期尚早ではないでしょうか？見解をお聞かせください。

<答弁>

豊中ブランド戦略についての3点のご質問にお答えします。

まず、1点目の豊中ブランド戦略策定委員会への諮問についてですが、豊中の都市ブランドの向上をめざす取り組みの基本的な方向性や、それに沿った施策体系などについて、ご議論いただくことを考えております。

2点目の委員の選任につきましては、地域ブランドに関する学識を有する方のほか、地域の商業活性化や企業ブランド構築に関する事業を展開されている事業者などを想定しております。

最後に、豊中ブランド戦略策定前のプロモーション活動についてですが、市の魅力発信の取り組みは、ブランド戦略の策定の有無にかかわらず、継続して実施することが効果的であると考えております。

これまでも、「るるぶ豊中市」への編集協力や市のPR冊子、動画の制作などをおこなってまいります。

この一環として、本年度においては、阪急梅田駅構内に広告を掲載することにより、市の施策のPRを検討しているものでございますので、よろしくお願い致します。

(質問)

委員の選定については、豊中市の都市ブランド戦略について市外部から冷静に見ていただける方にも入っていただけますよう要望いたします。

さてご答弁によりますと、豊中の都市ブランドの向上を目指す取り組みの基本的方向性、施策体系などについて議論をしていただくことを念頭に置かれているようです。とすればこのような基本的方向性についてまだ固まったものはないと思われます。

また基本的ブランド戦略がなくともプロモーションは継続して実施する必要があるとのことです。しかしながら予算説明書等を見る限り、今回の梅田駅での広告は「ブランド戦略」の一環として位置づけられており、個々の施策のプロモーションではない以上やはり無理があります。

とするならば今回の広告はとよなかの都市ブランド戦略が策定される前に行われる

ことになり「戦略なき戦術」になりかねず差し控えるべきなのではないでしょうか。

また今回の広告は効果測定のにくい駅広告であり、これに500万円余りを投資するにはなおさら明確な戦略に基づくべきであり、その点でも時期尚早なのではないかと考えますが市のお考えをお聞かせください。

<答弁>

豊中ブランド戦略に基づかないPR広告は避けるべきとのご指摘ですが、今回の広告も含め、豊中の魅力を伝える取り組みは市内だけでなく、より多くの方々に伝えていくことを基本に、これまでも事業を展開してきたところでございます。

したがいまして、様々な手法を取り入れ工夫しながら、継続してPRすることが大切であり、ブランド戦略の完了を待つまでもなく実施したいと考えておりますので、宜しくお願いたします。

(意見・要望)

(仮称)豊中ブランド戦略については、ブランド戦略策定委員会を立ち上げて戦略について議論されることを考えておられる以上、戦略が明確になっていない段階での阪急梅田駅での広告の妥当性をもう少し委員会で議論できればと考えております。

最後に、我々未来とよなかは将来世代にツケを残さない市政の実現を念頭に活動してまいりました。

今回の代表質問においてもその多くがそのことを念頭に置いた、いわゆる行財政改革に関連する質問であったと思います。

豊中市政研究所(現在のとよなか都市創造研究所)が今から13年前である平成13年に発行したビジョン22において、財政学が専門で地方制度調査会委員や税制調査会特別委員等を務められた追手門学院大学経済学部 米原淳七郎教授が『経済不況と地方財政』というタイトルの論文を寄せられています。内容は、一般論としてのわが国の地方財政の悪化要因からはじまり、大阪府財政や豊中市財政の悪化要因を他団体と比較して分析されているといったものです。ここでその最後に記述されている文章を、少し長くなりますが引用させていただき、まとめの言葉に代えさせていただきます。

私はこれまで市町村における財政再建がどのように進められるかについて垣間見たことがあるが、その状況は私が当初予想したところとはかなり違ったものであった。まず、どの地方団体でも、財政再建を進めるに当たっては、それを担当する課や室等の組織が設けられ、そこで再建策を策定することになるのだが、当初私はこの再建案の策定は、個々の職員の利害を超えて、全庁的な協力のもとで進められるも

のと思っていた。しかしこれは大きな間違いであった。私が垣間見たケースが例外であったのかもしれないが、そこで個々の事業の責任者全員が主張したことは、現在自分が担当している事務は、住民にとって非常に重要なものであり、この事務を消滅する余地は全くない、またその事務の遂行は現在これ以上コスト削減をする余地はないほど効率的に行われているというものであった。

例えば学校給食の責任者は、現在自分たちが行っている学校給食の仕事は、これを減らす余地は全くないほど重要なものであり、またコスト削減の余地も全くない、と主張するのだが、結局これはそう主張することが、彼にとって自分を守るベストの処世法であるという判断によるものだろう。もし彼が、学校給食は民間業者に委託した方が内容もよくなりコストも下がると言ったとしたら、それは自分の努力が足りないことを告白するようなものだから、彼がそのようなことを言うはずはない。

また万一彼がそういったとして、それが実行されたとしたら、彼はそれによって職を失う従業員から一生恨み続けられるだろうし、また組合員の数が減ったということで労組の幹部からも白い目で見られることになるだろう。また首長や議員といった人たちも、次の選挙で現在の職員の票を期待するのなら民間委託などは、自分から言い出せることではない。

～中略～

このような実情を見るにつれ私は、地方団体が財政再建を行う時には、現在のよう
に密室の中でそれぞれの部門の利害の調整を図りながら行うのではなく、市民一般
に行財政の実態を明白に示し、十分な納得を得て公明正大に行うよう、改革をする
ことが必要であるとつくづく思うのである。

ご清聴ありがとうございました。